

## 公立大学法人三重県立看護大学の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価(見込評価)実施要領の改正について

### 1 概要

地方独立行政法人法第七十八条の二において、公立大学法人は、中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないとされています。

第3期中期目標期間の見込評価を令和7年度に実施するにあたり、平成30年8月9日の評価委員会で決定した評価実施要領を、改正する必要があります。

参考) 第3期中期目標期間 : 令和3年度から令和8年度

評価委員会による評価 : 令和4年度…年度評価 (令和3年度実績)  
 令和5年度…年度評価 (令和4年度実績)  
 令和6年度…年度評価 (令和5年度実績)  
 令和7年度…年度評価 (令和6年度実績) +見込評価  
 令和8年度…年度評価 (令和7年度実績)  
 令和9年度…年度評価 (令和8年度実績) +期間評価

### 2 改正内容

第3期中期目標策定時の項目変更にともない、大項目の区分を変更します。

(変更前) 大項目は以下のとおり区分する。

|                          |               |
|--------------------------|---------------|
| I 大学の教育研究等の向上に関する項目      | 1 教育に関する項目    |
|                          | 2 研究に関する項目    |
|                          | 3 地域貢献等に関する項目 |
| II 業務運営の改善及び効率化に関する項目    |               |
| III 財務内容の改善に関する項目        |               |
| IV 自己点検・評価および情報の提供に関する項目 |               |
| V その他業務運営に関する重要項目        |               |

(変更案) 大項目は以下のとおり区分する。

|                              |            |                      |
|------------------------------|------------|----------------------|
| I 大学の教育研究の向上に関する項目           | 1 教育に関する項目 | 教育研究の特性に配慮すべき項目      |
|                              | 2 研究に関する項目 |                      |
| II 社会・地域貢献に関する項目             |            | 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目 |
| III 大学運営に係る環境整備に関する項目        |            |                      |
| IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目   |            |                      |
| V 財務内容の改善に関する項目              |            |                      |
| VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目 |            |                      |

## **地方独立行政法人法（抜粋）**

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度中期目標の期間における業務の実績

- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。
- 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。